三　送信設備の等価等方輻射電力は、次のとおりであること。
イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、八二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。この号において同じ。）以下とする。
ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合は、五八デシベル以下とする。
ハ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合は、六二デシベル以下とする。
四　パルス幅は、次のとおりであること。
イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、〇・一マイクロ秒以上とする。
ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合、Ｐ〇Ｎ電波は〇・一六マイクロ秒以上とし、Ｑ〇Ｎ電波は一二マイクロ秒以下とする。
ハ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合、Ｐ〇Ｎ電波は〇・〇七マイクロ秒以上とし、Ｑ〇Ｎ電波は三〇マイクロ秒以下とする。
五　パルス繰り返し周波数は、三kHz以下であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［略］		
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　略］	［略］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。）	20
	(3)　沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局のうち送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの（第四十九条の四の二の三に規定するものに限る。）	300
	(4)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～６　略］	［略］
［略］		

［注　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［同左］		
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　同左］	［同左］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。）	20
	(3)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～６　同左］	［同左］
［同左］		

［注　同左］